



# 和歌山市公報

令和8年（2026年）7月6日  
号外第8号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 告 示 】

番号	ページ
253 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 2

### 【 公 告 】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課) 3
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課) 4
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 5
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業における換地処分通知の送付に代わる通知内容の公告・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 6
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業における換地処分通知の送付に代わる通知内容が掲示されている旨の公告・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 12

### 【 教育委員会告示 】

9 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) 13
----------------------------	------------

### 【 企業局告示 】

24 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・	(企業総務課) 14
-------------------------------------	------------

### 【 その他（自治功労賞の贈呈） 】

○ 自治功労章の贈呈・・・・・・・・・・・・・・・・	(秘書課) 15
----------------------------	----------

和歌山市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下三毛自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月29日

(令和8年7月6日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番  
和歌山市三葛字樋ノ口410番3  
和歌山市三葛字樋ノ口419番13  
和歌山市三葛字樋ノ口432番1
- 2 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年7月6日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市松島字中新田526番5

和歌山市松島字中新田551番1

和歌山市松島字中新田551番2

和歌山市松島字中新田551番9

和歌山市松島字中新田551番10

和歌山市松島字中新田557番2

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年7月6日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和佐中字夏目113番、114番1、114番3の一部、字下神戸174番3、禰宜字檜木1110番3、水路、里道	和歌山市岩橋974番地1 株式会社大西商会 代表取締役 大西一弘

(令和8年7月6日揭示済)

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、又はその者の送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

令和8年7月6日

和歌山都市計画事業  
東和歌山第二地区土地区画整理事業  
施行者 和歌山市  
代表者 和歌山市長 尾花正啓

## 1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市黒田116番地

高須国彦

## 2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

## (1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 流	94-47	宅地	8.06㎡ (8.30㎡)	372,161円

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
10	黒田一丁目	10-5	宅地	8.07㎡	372,161円

清算金額

0円

## (2) 換地図

省略

## 3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市永穂594番地

岡崎良紀

## 2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

## (1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 東河原	284-16	宅地	116.55㎡ (116.55㎡)	4,812,595円
所有権以外の権利または処分の制限				
種別		部分		
1番抵当権		全部		

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
48	黒田六丁目	5-10	宅地	103.93㎡	4,881,586円
所有権以外の権利または処分の制限					
部分					
全部					

清算金額

徴収68,991円

## (2) 換地図

省略

## 3 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市雑賀屋町東ノ丁64番地

有限会社三年坂

## 2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

## (1) 明細書の内容

## 従前の土地

和歌山市			権利価額
町又は字名	地番	地目	8,086,343円
黒田字流	89-1	宅地	
所有権以外の権利または処分の制限			
種別	部分	地積	
5番所有権移転 請求権仮登記	全部	166.97㎡ (172.08㎡)	

## 換地処分後の土地

和歌山市				権利価額
街区番号	町又は字名	地番	地目	7,715,463円
9	黒田一丁目	9-2	宅地	
所有権以外の権利または処分の制限				
部分		地積		
全部		112.13㎡		

## 清算金額

交付370,880円

## (2) 換地図

省略

## 3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明

被相続人尾崎光明の相続人

## 2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

## (1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 流	94-47	宅地	8.06㎡ (8.30㎡)	372,161円

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
10	黒田一丁目	10-5	宅地	8.07㎡	372,161円

清算金額

0円

## (2) 換地図

省略

## 3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明

被相続人平浴康秀の相続人

## 2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書のとおり換地処分します。

明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 大西	184-20	雑種地	38㎡ (38.32㎡)	601,826円

換地処分後の土地

無し

清算金額

交付601,826円

記事

法第95条第6項により金銭清算

法第104条第1項により消滅

## 3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(令和8年7月6日揭示済)

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、又はその者の送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容が和歌山市黒田26番にある黒田第4公園内の建物壁面に掲示されていることを公告する。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和8年7月6日揭示済）

**和歌山市教育委員会告示第9号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年7月3日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年7月8日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
  - (1) 6月定例会市議会について
  - (2) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について
- 4 議案
  - (1) 令和8年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - (2) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
  - (3) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
  - (4) 令和9年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について

（令和8年7月3日揭示済）

## 和歌山市企業局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和8年7月6日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市堀止西一丁目8番10号 株式会社人見組 代表取締役 人見 庄三	株式会社人見組	和歌山市堀止西一丁目8番10号	平成14年8月16日	第357号
和歌山市南中間町12番地 和歌山市管工事業協同組合 代表理事 根田 佳幸	和歌山市管工事業協同組合	和歌山市南中間町12番地	平成14年12月25日	第364号
和歌山市出島126番地8 西谷設備 代表者 西谷 友希	西谷設備	和歌山市府中92番地30	平成15年1月20日	第365号
和歌山県田辺市下三栖1475番地の153 有限会社大都環境サービス 代表取締役 宮坂 浩邦	有限会社大都環境サービス 和歌山営業所	和歌山市新中通四丁目35番地	平成14年10月10日	第361号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖645番地3 株式会社伸光 代表取締役 北山 開	株式会社伸光	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖645番地3	令和3年10月22日	第622号

(令和8年7月6日揭示済)

次の者は、本市自治行政の振興及び公益増進について功績が顕著でありましたので、令和8年7月5日、和歌山市自治功労者礼遇条例（昭和30年条例第6号）の定めにより、和歌山市自治功労章を贈呈しました。

令和8年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

## 令和8年度和歌山市自治功劳章受章者

番号	氏名	番号	氏名
3487	伊都 正史	3512	出口 美穂
3488	伊藤 正義	3513	峠 通生
3489	今面 佳奈子	3514	西川 均
3490	上川 二三雄	3515	西村 泰彦
3491	上野山 博実	3516	面本 修
3492	植松 由美	3517	東野 幸子
3493	宇治田 栄藏	3518	平野 由美
3494	奥野 美紀	3519	深野 加津
3495	掛下 まゆみ	3520	深日 雍夫
3496	角口 晃代	3521	福島 節
3497	加納 久治	3522	前 量子
3498	北島 ひろ子	3523	松林 孝司
3499	北野 悦治	3524	松本 昌子
3500	小西 正太郎	3525	宮本 圭造
3501	小畑 英子	3526	宮本 年起
3502	坂口 博美	3527	森 好孝
3503	芝本 和華	3528	森口 新藏
3504	外畑 行英	3529	森本 静子
3505	平 潤子	3530	保田 恵子
3506	竹中 順一郎	3531	矢野 恵利
3507	田中 光子	3532	山口 晴己
3508	谷口 薫	3533	山下 弘美
3509	谷澤 佐規子	3534	山下 眞弓
3510	田畑 敏幸	3535	由井 あさみ
3511	津名 隆明	3536	吉川 美有紀

&lt;敬称略&gt;

(令和8年7月6日揭示済)